

# イベント開催制限の考え方について (R2. 12/1~R3. 2/28)

- イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置がイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、以下の人数上限及び収容率要件の緩和を適用することとし、それ以外の場合は、従来(R2. 9/18 以前)の目安を原則とする。
- 「人数上限」と「収容率要件による人数」のいずれか小さい方を限度とする。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等（入退場や区域内の適切な行動確保が困難、参加者が自由に移動、名簿等で参加者の把握が困難なイベント）については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることを要請する。
- 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの主催者に、県への事前相談を要請する。

## 1 人数上限

区 分	人数上限
①収容人数が10,000人を超える場合	収容人数の50%
②収容人数が10,000人以下の場合	5,000人

## 2 収容率要件等

区 分	収容率	対 象 例	イベントの性質	
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内 <small>収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を確保</small>	音楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）</li> <li>・入退場や区域内の適切な行動確保が可能（区域が限定）</li> <li>・名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>
		演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	
		舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	
		伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	
		芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	
		公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が自由に移動</li> <li>・入退場や区域内の適切な行動確保が可能（区域が限定）</li> <li>・名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>
		展示会	各種展示会、商談会、各種ショー 等	
		地域の行事	地域の集い 等	
		その他	映画館、美術館、博物館、動物園、植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内 <small>異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(収容率が50%を超える場合がある)</small>	音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）</li> <li>・入退場や区域内の適切な行動確保が可能（区域が限定）</li> <li>・名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>
		スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等	
		公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース	
	50%以内 <small>収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1m)を確保</small>	公演	キャラクターショー、親子会公演 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が自由に移動</li> <li>・入退場や区域内の適切な行動確保が可能（区域が限定）</li> <li>・名簿等で参加者の把握が可能</li> </ul>
		ライブハウス等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	
		その他	遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用	
		音楽・公演	野外ロックコンサート 等	
	地域の行事	地域の祭り 等		

(注)・実際のイベントが上表のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断  
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。）の食事については、業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない(\*)。  
 \* 映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）については、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がないことを前提に、収容率を100%以内にする事ができる。(11/12 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年2月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止がガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」の【別紙2】を参照)

### 〈感染防止のために実施する主な対策〉

- ①業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底
- ②大声を出さないことの担保（大声を出す者がいた場合、個別に注意等を実施。マスク着用を前提に隣の者との日常会話程度は可）
- ③飲食の制限（決められたエリア以外での飲食の制限。イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止の徹底）
- ④参加者及び出演者の制限（発熱等の症状がある者の入場・出演を確実に防止。検温の実施、払い戻し措置の規定等）
- ⑤参加者の把握（接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用。システムを利用できない参加者の連絡先等の把握）
- ⑥出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除（マスクを持参していない者に主催者側でマスクを配布。出演者等と観客がイベント前後等に接触しない措置の実施。演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保）
- ⑦イベント前後の行動管理（交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止の注意喚起）
- ⑧「ひょうごスタイル」の徹底・促進（「3密」（密閉・密集・密接）の回避、マスクの着用、手洗い、消毒等）